

第 6 回 加 東 市 教 育 委 員 会 次 第

令和 7 年 9 月 2 4 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～

加東市役所 3 階 3 0 2 会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の承認について

5 教育長報告

6 議 題

第 1 2 号議案 教育委員事務局職員の任免の件 (非公開)

協議事項 4 補助執行する事務の追加について

7 そ の 他

- ・加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ・令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果について
- ・後援名義の許可について
- ・各課主要行事予定・報告

8 閉 会

次回の定例教育委員会

日 時 令和 7 年 1 0 月 2 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から (予定)

場 所 加東市役所 5 階 5 0 1 会議室

9月定例教育委員会教育長報告

令和7年9月24日

1 9月議会（初日9月1日 一般質問18. 19日 最終日26日）

一般質問

- ・多様な背景を持つ人たちが生き辛さのない加東市づくりについて
- ・歯の再植治療の可能性を高める歯の保存液について
- ・加東市における児童生徒の安全な学習環境の確保について
- ・市内の裸婦像について
- ・小中一貫校閉校後のPTA組織の在り方について
- ・アフタースクールの運営について
- ・学校徴収金のあり方について
- ・市立特別支援学校の整備について
- ・こどもの人権に配慮するための個室の更衣室について
- ・学校の児童や生徒における個別ロッカーについて

2 加東市校長会

9月2日（火）於：501

3 総務文教常任委員会

9月3日（水）於：第一委員会室

- ・加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について
- ・令和6年度指定管理者導入施設のモニタリング（業務の履行状況）について（加東市やしろ国際学習塾・加東市東条文化会館、加東市社会体育施設）
- ・部活動地域展開について
- ・滝野地域小中一貫校建設工事の入札について
- ・加東市立学校におけるいじめ重大事態調査について

4 加東市新人体育大会

9月6日（土）、13日（土）於：中学校

5 決算特別委員会

9月9日（火）於：議場

6 加東市乾杯まつり

9月21日（日）ステラパーク

7 定例教育委員会

9月24日（水）於：301

8 加東市中学校・義務教育学校体育大会

9月27日（土）於：義務・各中学校

9 ふれあい球技大会パークゴルフ大会

9月28日（日）於：夕日が丘パークゴルフ場

協議事項 4

補助執行する事務の追加について

補助執行する事務の追加について、市長部局から別紙のとおり依頼があったので、委員会の協議を求める。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

加 ま 企 第 9 5 号
令和 7 年 9 月 1 9 日

加東市教育委員会
教育長 藤 原 路 寛 様

加東市長 岩 根 正

補助執行する事務の追加について（協議）

行政事務の適正な遂行のため、下記のとおり加東市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）において補助執行する事務を追加することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

- 1 新たに教育委員会事務局において補助執行する事務
 - (1) まちづくり政策部の職員に係る職員懲戒審査委員会事務並びに公益通報及びハラスメント案件の処理に関すること。
- 2 協議を適用する時期 令和 7 年 1 0 月 1 日

第60号議案 要旨

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部改正（要旨）

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）等の改正に伴い、当該基準等に従い定める条例について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

ア 保育士の資格について地域限定保育士制度が創設されることに伴い改めること。（第10条）

イ 引用する法の改正に伴い改めること。（第12条）

(2) 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

ア 所要の文言整理をすること。（第15条）

イ (1)イと同じ。（第25条）

(3) 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

ア (1)イと同じ。（第12条）

イ (1)アと同じ。（第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条）

(4) 加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

ア (1)イと同じ。（第13条）

イ (1)アと同じ。（第22条）

3 施行期日 令和7年10月1日

第 6 0 号議案

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年加東市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(職員) 第 1 0 条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であ	(職員) 第 1 0 条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であ

って、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある放課後健全育成事業所</u>にあつては、保育士又は<u>当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格を有する者 (2)～(10) 〔略〕 ４・５ 〔略〕 （虐待等の禁止） 第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第３３条の１０各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	って、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>法第１８条の２第１項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所</u>にあつては、保育士又は<u>当該認定地方公共団体の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士</u>）の資格を有する者 (2)～(10) 〔略〕 ４・５ 〔略〕 （虐待等の禁止） 第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年加東市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において「認定こども園法」という。</u>）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） 第23条 〔略〕 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所</u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） 第23条 〔略〕 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所</u>にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型</u>にあつては、保育士又は<u>当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 〔略〕 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型</u>にあつては、保育士又は<u>当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事	(1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型</u>にあつては、保育士又は<u>当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u>。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 〔略〕 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型</u>にあつては、保育士又は<u>当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u>。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理
---	---

業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 〔略〕 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 〔略〕 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、	員を置かないことができる。 2・3 〔略〕 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u>。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 〔略〕 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u>。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模
--	---

調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 年加東市条例第 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (一般型乳児等通園支援事業所の職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。	(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (一般型乳児等通園支援事業所の職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。</u>)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事

2・3 〔略〕	その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 〔略〕
---------	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

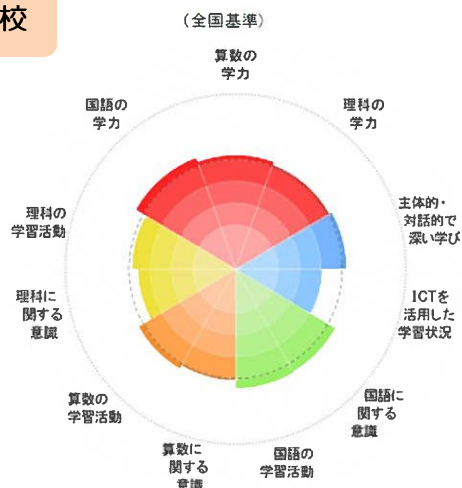
加東市の子どもに **豊かな学び** と **確かな学力** を育むために —令和7年度 全国学力・学習状況調査の結果から—

令和7年4月17日（中学校理科4月14日～16日）に、全国学力・学習状況調査が、6年生と9年生（中学3年生）を対象に実施されました。加東市教育委員会では、子どもたちに「豊かな学び」と「確かな学力」を育むために、調査の結果を分析し今後の教育指導の充実や学習状況の改善を図ります。

教科に関する調査結果・児童生徒質問紙調査結果の概要（全国平均との比較）

教科	国語		算数	数学	理科
校種	小・中学校・義務教育学校		小学校 義務教育学校	中学校 義務教育学校	小学校・中学校 義務教育学校
学習指導要領の領域	知識及び技能	言葉の特徴や使い方に関する事項	数と計算	数と式	「エネルギー」
		情報の扱い方に関する事項	図形	図形	「粒子」
		我が国の言語文化に関する事項	測定	関数	「生命」
	思考力、判断力、表現力等	話すこと・聞くこと	変化と関係	データの活用	「地球」
		書くこと 読むこと	データの活用		

小学校



※チャート図の内側点線は、全国平均を表しています。

国語

平均正答率は全国と同程度でした。
「書くこと」「読むこと」領域に関する学習内容に課題が見られました。

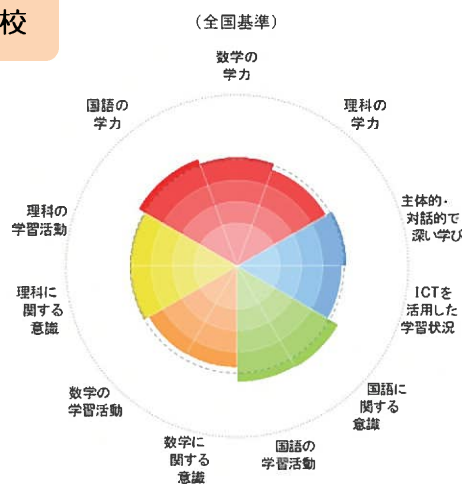
算数

平均正答率は全国と同程度でした。
「数と計算」領域に関する学習内容に課題が見られました。

理科

平均正答率は全国と同程度でした。
「エネルギー」「粒子」を柱とする領域に関する学習内容に課題が見られました。

中学校



※チャート図の内側点線は、全国平均を表しています。

国語

平均正答率は全国と同程度でした。
「言葉の特徴や使い方に関する事項」「読むこと」領域に関する学習内容に課題が見られました。

数学

平均正答率は全国と同程度でした。
「数と式」領域に関する学習内容に課題が見られました。

理科

IRTバンドは全国より低かったです。100を基準に換算すると、全国と同程度でした。
「粒子」「地球」を柱とする領域に関する学習内容に課題が見られました。

※ 全国の平均正答率との差が 5 ポイント未満の場合は「全国と同程度」、5 ポイント以上の場合は「全国よりも高い・低い」と表現しています。

※ 本調査の結果は、学力の特定の一部、学校における教育活動の一側面です。

学力向上・学習状況改善に向けての取組

学力・学習状況調査結果の活用

- 各学校、学力向上プロジェクト委員会による全国学力・学習状況調査（小6・中3）、総合学力調査（小3～中2）結果の分析、活用を通じた授業改善

家庭学習、自主学習の充実

- 「家庭学習の手引き」の作成、活用
- 自主学習室「加東スタディライフ」の実施（小5～6、中3）
- 放課後学習（ひょうごがんばり学びタイム）
- 漢検・算検チャレンジ

教員の指導力向上

- 加東市学力向上研究モデル事業を実施
- 各学校における授業研究、校内研修
- 各種研修会への積極的な参加
- 外部講師の招聘



かとう夢授業

キャリア教育・体験活動の充実

- トライやる・ウィーク
- 体験型環境学習
- 芸術鑑賞活動



トライやる・ウィーク

子どもたちに
豊かな学びと
確かな学力を
育みます

外国語教育の充実

- 担任・英語担当教員とALTとのチームティーチング
- 加東市独自の英語検定「かとう英語ライセンス検定」の実施、「LESSONBOOK」「はば単」（兵庫県教育委員会作成の英単語集）の活用
- 英検チャレンジ【実用英語技能検定（英検）】
（対象：市立中学校・義務教育学校後期課程の生徒、1人年1回検定料の助成）
- 「わくわく英語村」の実施（市立小中学校・義務教育学校）



ALTと外国語の授業

授業改善の取組

- 電子黒板やタブレットパソコン等、ICT機器の効果的な活用
- 授業における「見通し・振り返り」活動の充実
- ペア、グループ等による協働学習の推進
- 言語活動の充実
（話し合い活動や書くことの習慣化を意識した授業づくり）
- 基礎・基本の定着をめざした繰り返し学習
（一人1台パソコンの活用）
- 小学校から中学校、中学校から小学校への出前授業



タブレットパソコン等の活用



出前授業

上記は、学力向上・学習状況改善に向けた取組の一部です。様々な取組を通して加東市の子どもに「豊かな学び」と「確かな学力」を育てていきます。

ご家庭では、児童生徒の望ましい生活習慣や学習習慣の定着について、ご協力をよろしくお願い致します。

【問題番号 加東市児童生徒の正答率（％）】

小学校 国語

定着傾向がみられた問題例

- ◆【木村さんのメモ】の空欄アに入る適切な言葉を【資料2】の中から書き抜く

【3二(1) 80.3%】

- ・時間的な順序や事柄の順序などを考えながら、内容の大体を捉えることができています。

課題がみられた問題例

- ◆【話し合いの様子】の田中さんの発言の空欄Aに当てはまる内容として適切なものを選択する

【3三(1) 38.4%】

- ・目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けることに課題が見られました。

小学校 算数

定着傾向がみられた問題例

- ◆ $1/2 + 1/3$ を計算する

【3(4) 87.5%】

- ・異分母の分数の下方の計算をすることができます。

課題がみられた問題例

- ◆ $3/4 + 2/3$ について、共通する単位分数と、 $3/4$ と $2/3$ が、共通する単位分数の幾つ分になるかを書く

【3(2) 17.9%】

- ・共通する単位分数を見いだすこと、加数と被加数が共通する単位分数の幾つ分かを説明することに課題が見られました。

小学校 理科

定着傾向がみられた問題例

- ◆赤玉土の粒の大きさによる水のしみ込む時間の違いを調べる実験の条件について、コップAの土の量と水の量から、コップBの条件を書く 【2(1) 76.3%】

- ・変える条件と変えない条件を整理しながら、量を正しく設定した解決の方法を発想し、表現することができます。

課題がみられた問題例

- ◆アルミニウム、鉄、銅について、電気を通すか、磁石に引き付けられるか、それぞれの性質に当てはまるものを選ぶ

【2(1) 9.0%】

- ・電気を通す物と磁石に引き付けられる物に関する知識が身に付いていないことに課題が見られました。

【問題番号 加東市児童生徒の正答率（％）】

中学校 国語

定着傾向がみられた問題例

- ◆「兄」と「弟」が、物語の中でどのような性格の人物として描かれているかを書く

【3二 89.1％】

- ・文章全体と部分との関係に注意しながら、登場人物の設定の仕方を捉えることができます。

課題がみられた問題例

- ◆「一 榎木の実」に書かれている場面が、「二 釣の話」には書かれていないことによる効果について、自分の考えとそのように考えた理由を書く

【3四 15.7％】

- ・文章の構成や展開について、根拠を明確にして考えることについて課題が見られました。

中学校 数学

定着傾向がみられた問題例

- ◆Aの手元のカードが3枚とも「グー」、Bの手元のカードが3枚とも「チョキ」でじゃんけんカードゲームの1回目を行うとき、1回目にAが勝つ確率を書く

【7(1) 75.3％】

- ・必ず起こる事柄の確立について理解できています。

課題がみられた問題例

- ◆1から9までの数の中から素数を全て選ぶ

【1 19.6％】

- ・素数の意味や定義、整数の性質の理解に課題が見られました。

中学校 理科

定着傾向がみられた問題例

- ◆抵抗に関する知識を手掛かりに、身近な電気回路に抵抗がついている理由を選択する

【3(2) 96.2％】

- ・電気回路における抵抗の働きについての知識が概念として身に付いています。

課題がみられた問題例

- ◆Aさんの考えを肯定するためにはボーリング地点③の結果がどのようなになればよいかを判断し、青色の地層を移動させ、ボーリング地点③の結果をモデルで示す

【8(2) 13.0％】

- ・時間的・空間的な見方を働かせて、ボーリング調査の結果を基に地層の広がりを検討して表現することに課題が見られました。

Pick up! 過去3年の経年比較から

◆朝食を毎日食べていますか。

	R 5	R 6	R 7
小6	95.7%	97.3%	96.7%
中3	94.0%	95.9%	93.6%

朝食を食べることは、心身ともに健やかな成長を促すために、大切なことです。エネルギーが足りないと、授業中の集中力が続かなくなったり、イライラしやすくなったりしますので、楽しい学校生活を送るために、毎朝、朝食を食べましょう。

◆人の役に立つ人間になりたいと思いますか。

	R 5	R 6	R 7
小6	95.7%	97.6%	97.8%
中3	98.7%	97.9%	98.1%

人の役に立ちたいと肯定的に回答する児童生徒は多いです。自己有用感や規範意識の高まりが、向上心につながります。自分も相手も大切に考えて、より良い社会を目指す一員になるよう、日々の生活に取り組みましょう。

◆いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。

	R 5	R 6	R 7
小6	96.5%	99.0%	98.9%
中3	98.3%	96.9%	98.5%

いじめは、どの学校でも起こり得ます。児童生徒も教員もいじめを許さない気持ちで、学校生活を過ごしましょう。困った時は、友達や大人に相談して、一人で抱え込まないようにしましょう。

児童生徒質問紙調査結果概要【肯定的回答の割合】（４段階評価の上位２段階）

分類	質問項目	学校種	加東市 (%)	全国 (%)
生活習慣	朝食を毎日食べていますか。	小6	96.7	93.7
		中3	93.6	91.2
	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか。	小6	85.3	81.9
		中3	84.6	81.0
	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか。	小6	93.7	91.0
		中3	94.0	92.6
自己有用感	自分には、よいところがあると思いますか。	小6	85.0	86.9
		中3	87.3	86.2
	先生は、あなたの良い所を認めてくれていると思いますか。	小6	91.6	92.2
		中3	92.5	92.2
	将来の夢や目標を持っていますか。	小6	81.3	83.1
		中3	68.6	67.5
規範意識	人が困っているときは、進んで助けていますか。	小6	94.5	93.7
		中3	91.4	90.9
	いじめは、どんな理由があってもいけないことだとおもいますか。	小6	98.9	97.2
		中3	98.5	95.9
	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。	小6	76.9	70.6
		中3	80.9	73.2
学習習慣	学校に行くのは楽しいと思いますか。	小6	89.0	86.5
		中3	91.4	86.1
	分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか。	小6	80.9	81.7
		中3	77.9	77.5
	普段（月～金）、どれくらいの時間、勉強をしますか。（学習塾・家庭教師含む）【1時間以上】	小6	57.9	54.0
		中3	61.8	61.6
家庭生活	学校以外に、普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしていますか。【30分以上】	小6	29.7	31.1
		中3	23.9	21.4
	あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか（雑誌、新聞、教科書は除く）。【100冊以上】	小6	24.9	30.9
		中3	28.5	27.2
	新聞を読んでいますか。【月に3回以上】	小6	19.8	22.0
		中3	14.5	13.5
地域・社会 への関心や 支援	読書は好きですか。	小6	70.0	69.7
		中3	62.1	61.6
	地域の大人に、授業や放課後などで体験活動にかかわってもらったり、一緒に遊んでもらったりすることがあります（習い事は除く）	小6	44.3	39.4
		中3	41.9	29.5
	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。	小6	81.7	81.3
		中3	83.9	75.3

分類	質問項目	学校種	加東市 (%)	全国 (%)
I C T 活用	5年生まで、中1、中2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。 【週1回以上】	小6	74.0	89.7
		中3	94.3	92.2
	PC・タブレットなどのICT機器で文章を作成する（文字、コメントを書くなど）ことができると思いますか。	小6	75.1	81.8
		中3	80.9	83.6
	インターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど）ことができると思いますか。	小6	81.3	89.8
		中3	87.3	91.5
	PC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができると思いますか。	小6	59.0	69.3
		中3	61.1	63.3
	PC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができると思いますか。	小6	66.0	76.7
		中3	76.7	76.6
主 体 的 ・ 学 対 話 的 で	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。	小6	74.0	80.3
		中3	73.8	77.7
	各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか。	小6	77.3	77.8
		中3	65.9	70.6
	授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思いますか。	小6	80.6	82.5
		中3	77.6	74.8
学 習 に つ い て	国語の勉強は好きですか。	小6	59.7	58.3
		中3	68.6	57.9
	国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか。	小6	94.5	90.4
		中3	92.5	88.3
	国語の授業で、目的に応じて、簡単に書いたりくわしく書いたりするなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫して文章を書いていますか。	小6	82.0	81.8
	国語の授業で、目的に応じて説明的な文章を読み、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けていますか。	小6	78.0	79.1
	国語の授業で、文章を読み、その文章の構成や展開に、どのような効果があるのかについて、根拠を明確にして考えていますか。	中3	77.5	74.0
	国語の授業で、文章を書いた後に、読み手の立場に立って読み直し、語句の選び方や使い方、文や段落の長さ、語順などが適切かどうかを確かめて文章を整えていますか。	中3	77.5	73.6
	算数・数学の勉強は好きですか。	小6	58.9	57.9
		中3	46.5	53.8
	算数・数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか。	小6	93.1	91.6
		中3	79.4	75.2
	算数・数学の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できていますか。	小6	83.2	83.3
		中3	66.3	57.9
	算数・数学の授業で、どのように考えたのかについて説明する活動をよく行っていますか。	小6	66.7	65.5
		中3	51.3	58.6
	理科の勉強は好きですか。	小6	66.0	80.1
		中3	60.0	63.8
	理科の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか。	小6	70.7	79.9
		中3	65.9	63.4
	理科の授業で学習したこと（知識）を普段の生活の中で活用できていますか。	小6	54.9	63.2
		中3	58.4	54.7
	理科の授業では、観察や実験をよく行っていますか。	小6	85.7	92.4
		中3	80.5	85.8

加東市教育委員会 後援名義使用許可事業一覧表

(対象期間 R 7.8.16～R 7.9.15)

文書 番号	許可日	決 定	開催期間	事業名	団体名
364	R7.8.19	許 可	R7.11.9	とうじょうkoiマルシェ	東条盛り上げ隊
388	R7.8.18	許 可	R7.10.12	親子お金の基礎講座	NPO法人金銭教育研究会
393	R7.8.31	許 可	R7.10.25	令和 7 年度加東市文化連盟祭	加東市文化連盟
422	R7.8.28	許 可	R7.12.21	クリスマスコンサート篠崎MARO史紀と愉快的仲間たち	特定非営利活動法人新しい風かとう

許 可	4
不許可	0
取 消	0
申請件数合計	4



加東市部活動改革シンポジウム



部活動の 地域展開にむけて

令和7年 10月26日(日)



会場：加東市役所2階 201会議室
(加東市社 50番地)

時間：13:30～15:50
(13時～受付開始)

【第1部】13:30～15:00

①講演 『青少年の文化・スポーツ環境はこう変わる!』
～部活動の地域展開を踏まえて～

講師：兵庫教育大学大学院
教授 森田 啓之 氏
(加東市部活動あり方検討委員会委員長)

②説明 ・加東市のこれまでの取組
・今後の地域展開スケジュール
・開始時期／参加方法／活動方法等

【第2部】15:15～15:50

【地域クラブ活動説明会】

【地域クラブの設立・指導について】

- 地域クラブの立ち上げに必要なこと
(認定要件、運営方針、申請方法等)
- 活動団体への支援について
(指導者資格を取得する場合の支援等)

※地域クラブとは、これまでの部活動に代わる
新しい子どもたちの活動の場のこと。

募集人数

先着220名
(事前申込にご協力ください)

募集対象

【第1部】どなたでも
【第2部】地域クラブ設立に興味のある方

応募方法

以下のいずれかの方法でお申し込みください

- ①申込フォーム (右 QR コード)
- ②メール[氏名、住所(市町村まで)を記載してください]、または電話
bukatsu-ed@city.kato.lg.jp



開催行程

13:00 受付開始
13:30 開会
【第1部】
13:40 講演
14:20 行政説明
14:40 質疑応答
15:00 ～休憩・移動～
【第2部】
15:15 地域クラブ活動説明会

開催内容

【第1部】講演では、部活動の地域展開とは何か、学校部活動はこれからどのようなようになっていくのかについてお話いただきます。
行政説明では、今後の加東市の地域展開スケジュールや子どもたちの参加方法、どのような活動があるのか、加東市ではいつから、どのように進めるのかについてご説明いたします。
【第2部】地域クラブの設立や指導者としての活動に興味のある方を対象に、地域クラブの認定要件や運営方針、申請方法、活動までの流れについてご説明いたします。

問合せ先：加東市教育委員会 学校教育課 部活動改革推進室 TEL: 0795-27-7181

令和7年度 図書館の利用状況（2025年8月末現在）

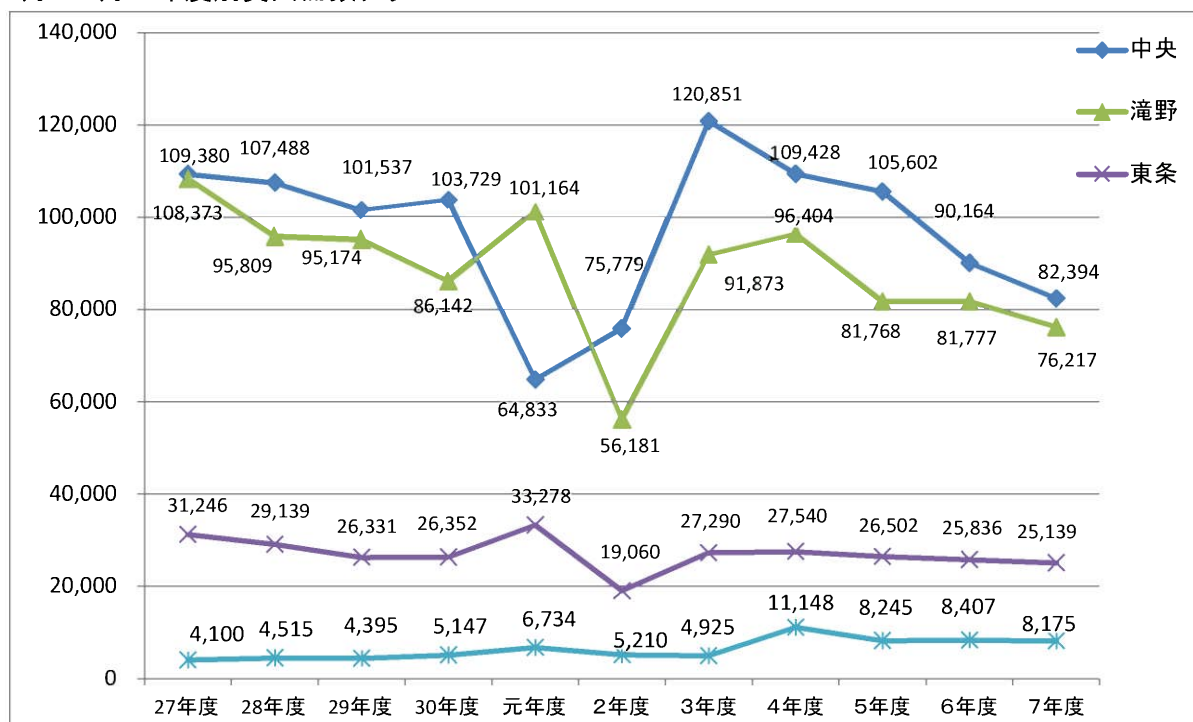
■ 8月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	36	3,801	3,653	-3.9%	586	19,923	18,303	-8.1%	27
滝野	25	2,980	2,916	-2.1%	449	18,230	16,961	-7.0%	26
東条	16	970	1,119	15.4%	277	5,859	6,227	6.3%	26
ウェブ		1,913	2,130	11.3%	3,545	1,913	2,130	11.3%	
合計	77	9,664	9,818	1.6%	4,857	45,925	43,621	-5.0%	

■ 4月～8月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	297	17,096	16,292	-4.7%	2,788	90,164	82,394	-8.6%	128
滝野	192	13,294	12,691	-4.5%	2,172	81,777	76,217	-6.8%	125
東条	86	4,103	4,379	6.7%	1,045	25,836	25,139	-2.7%	125
ウェブ		8,407	8,175	-2.8%	15,370	8,407	8,175	-2.8%	
合計	575	42,900	41,537	-3.2%	21,375	206,184	191,925	-6.9%	

■ 4月～8月の年度別貸出冊数グラフ



かとうのこんだて

加東市教育委員会
加東市学校給食センター
TEL(0795) 42-0074
FAX(0795) 42-5591

「子育てしやすいまち加東」
加東市立小中学校、義務教育学校に通学するすべての児童生徒の給食費を無償としています。



10月の給食のテーマ
秋の味覚を楽しもう

日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をととのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人分 kcal	たん白質 g	
1 水	パン	○	ミネストローネ てりやきチキン ライスバスタサラの マヨあえ	ぎゅうにゅう ベーコン、とりこ、ポークハム	コッペパン じゃがいも、さとう でんぶん、ライスバスタ ノンエッグマヨネーズ	にんじん、たまねぎ、キャベツ パセリ、トマトピューレ スイートコーン	611 (806)	29.0 (38.8)	
2 木	ごはん	○	ぐだくさんすいぎょうざ タツカンジョン 小2こ中3こ ちゅうかつナサラダ	ぎゅうにゅう すいぎょうざ、とりこ まぐろあぶらづけ、わかめ	ごはん ごまあぶら、でんぶん、あぶら ごま、さとう	ほししいたけ、にんじん たまねぎ、もやし、ねぎ、にんにく きりぼしだいこん、ほうれんそう	619 (801)	25.5 (33.4)	
3 金	ごはん	○	だいこんとぶたにくのいために ハムステーキ キャベツのおかあえ	ぎゅうにゅう ぶたにく、あつあげ ポロニアステーキ、かつおぶし	ごはん さとう、ごまあぶら、でんぶん	こんにゃく、だいこん、にんじん たまねぎ、さいいんげん ほししいたけ、しょうが にんにく、キャベツ	616 (784)	25.6 (31.4)	
6 月	お月見献立 ごはん	○	おつきみじる さわらのみそたれかけ キャベツとコーンのあえもの おつきみゼリー	ぎゅうにゅう とりこ、かまぼこ、あぶらあげ さわら、みそ	ごはん さいとも、じゃがもちボール さとう、でんぶん、おつきみゼリー	にんじん、ごぼう、ねぎ スイートコーン、キャベツ きゅうり	617 (780)	26.3 (32.2)	
7 火	ばんりょう ごはん	○	かやくうどん ちくわのいそべあげ きんぴらだいず	ぎゅうにゅう とりこ、かまぼこ、ちくわ あおのりこ、ぶたにく、だいず	ごはん うどん、てんぷらこ、あぶら ごま、さとう、ごまあぶら	にんじん、たまねぎ ほうれんそう、ねぎ こんにゃく、ごぼう	601 (753)	21.4 (25.7)	
8 水	パン	○	とりこのようふうに オムレツのケチャップかけ カラフルやさしいマリネ	ぎゅうにゅう とりこ、オムレツ	コッペパン じゃがいも、オリーブあぶら さとう、でんぶん	にんじん、たまねぎ キャベツ、スイートコーン ブロッコリー、れんこん	597 (770)	28.5 (36.1)	
9 木	ごはん	○	だいこんのみそしる とりこにさいともあまからあえ わふうサラダ	ぎゅうにゅう かまぼこ、みそ、とりこ、わかめ	ごはん でんぶん、さいとも、あぶら、さとう オリーブあぶら、ごまあぶら、ごま	にんじん、たまねぎ だいこん、ねぎ キャベツ、きゅうり	612 (782)	23.1 (28.3)	
10 金	目に良い献立 ごはん	ジョア	きのこカレー かぼちゃのサラダ キャンディチーズ 2こ	ジョア(ブルーベリー) ぶたにく、ベーコン キャンディチーズ	ごはん じゃがいも	たまねぎ、にんじん しめじ、エリンギ、マッシュルーム にんにく、かぼちゃ、ピーマン	605 (783)	21.5 (26.7)	
14 火	かとう夢プラン ごはん	○	とうふのみそしる かとうしんコロッケ じゃこピーマン ぶどうゼリー	ぎゅうにゅう かまぼこ、とうふ、あぶらあげ みそ、しらすばし、くわわかめ	ごはん かとうしんコロッケ あぶら、ごま、さとう ごまあぶら、ぶどうゼリー	にんじん、たまねぎ、ねぎ ピーマン、ごぼう	649 (810)	21.1 (25.7)	
15 水	パン	○	コーンスープ にくだんごのケチャップに やさしいサラダ	ぎゅうにゅう ポークハム、にくだんご	コッペパン さとう、でんぶん、オリーブあぶら	にんじん、たまねぎ スイートコーン、コーンペースト パセリ、キャベツ、きゅうり	585 (756)	25.4 (32.0)	
16 木	ごはん	○	ビーフンスープ やきぎょうざ 小2こ中3こ ホイコーロー	ぎゅうにゅう ベーコン、ぎょうざ、ぶたにく、みそ	ごはん ビーフン、さとう、ごまあぶら ごま、でんぶん	にんじん、たまねぎ、しいたけ ねぎ、しょうが、キャベツ ピーマン、にんにく	585 (763)	20.3 (25.2)	
マークの日は、かとう夢プランの日です。 マークの日は、かみかみメニューの日です。 マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、加東市産・兵庫県産を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	623 (793)	24.9 (30.9)

食欲の秋がやってききました。季節の食材のきのこ、さつまいも、かぼちゃ、ごぼう、れんこん、秋刀魚を献立に取り入れしました。栄養価が高く、おいしい旬の食べ物を食べて、秋の味覚を楽しみましょう。

10月のかみかみメニュー

7日(火) きんぴら大豆
8日(水) カラフル野菜のマリネ
14日(火) じゃこピーマン
17日(金) 秋刀魚の蒲焼き
21日(火) 根菜のごま酢サラダ
23日(木) はりはり漬け



10月6日(月)お月見献立

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・お月見汁
- ・鯖の味噌たれかけ
- ・キャベツとコーンの和え物
- ・お月見ゼリー

10月6日(月)は十五夜です。十五夜の月は一年で最も美しいとされ、昔からお月見をする習慣があります。お月見には、芋や豆、団子などをお供えし、秋の実りへの感謝と豊作を願う意味があります。お月見汁は、月のように黄色でまんまるのじゃがもちボールと、芋名月にちなんだ里芋が入ったすまし汁です。お月見ゼリーは、満月をイメージしたオレンジ色のみかんゼリーに白いうさぎ型のゼリーが乗った、ひんやり冷たいデザートです。

10月10日(金)目の愛護デー 目に良い献立

- ・ごはん
- ・ジョア(ブルーベリー)
- ・きのこカレー
- ・かぼちゃのサラダ
- ・キャンディチーズ

10月10日は、数字を横にすると目と眉の形に見えることから制定された「目の愛護デー」です。「目のビタミン」として知られているビタミンAをはじめ、眼細胞の機能維持などに欠かせないビタミンB群、アントシアニン色素などを取り入れた献立です。

<ビタミンA> <ビタミンB群> <アントシアニン>



かぼちゃ



きのこ類



ブルーベリー

10月14日(火)かとう夢プラン

楽しみのある学校給食特別メニュー

「秋の味覚をたのしもう! 加東のめぐみ献立」

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・豆腐の味噌汁
- ・加東市産コロッケ
- ・じゃこピーマン
- ・ぶどうゼリー

加東市産玉ねぎを使った豆腐の味噌汁、加東市産のじゃがいも・玉ねぎを使ったコロッケ、加東市産ピーマンを使ったじゃこピーマン、秋が旬のぶどうゼリーを使った献立です。食材を作ってくださった地元生産者の方に感謝して、秋の旬を味わいましょう。



日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をととのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人1日 kcal	たん白質 g	
17 金	ごはん	○	じゃがいものみそしる さんまのかばやき だいずとひじきのいために	ぎゅうにゅう かまぼこ,わかめ,みそ さんま,だいず,ひじき あぶらあげ,ちくわ	ごはん じゃがいも,でんぶ あぶら,さとう	にんじん,たまねぎ	653 (809)	22.4 (26.0)	
20 月	ごはん	○	にくとじゃがいものうまに キャベツつくねのてりやき わかめときゅうりのすのもの	ぎゅうにゅう ぶたにく,ちくわ キャベツつくね,わかめ	ごはん じゃがいも,さとう,でんぶ	しょうが,にんじん,たまねぎ いとこんにやく,きゅうり	632 (798)	24.3 (29.5)	
21 火	ごはん	○	このはどん みそカツ こんさいのごまサラダ	ぎゅうにゅう けいらん,かまぼこ あぶらあげ,こめごちキンカツ みそ,チキンハム	ごはん さとう,でんぶ,あぶら オリーブあぶら,ごま	たまねぎ,にんじん,こまつな ほししいたけ,れんこん ほうれんそう	663 (851)	27.7 (34.6)	
22 水	パン	○	かぼちゃシチュー チキンウインナーのケチャップかけ 小2 ほん 中1 ほん とうふサラダのごまマヨあえ	ぎゅうにゅう ぶたにく,チキンウインナー とうふ,わかめ	コッペパン さとう,でんぶ,ごま ノンエッグマヨネーズ	かぼちゃ,にんじん,たまねぎ しめじ,パセリ,キャベツ きゅうり	610 (778)	23.9 (30.7)	
23 木	ごはん	○	ひめじおでん さばのまつかぜやき はりはりづけ	ぎゅうにゅう とりにく,ちくわ,さつまあげ あつあげ,さば,みそ	ごはん じゃがいも,さとう,ごま	だいこん,にんじん,こんにやく しょうが,きりぼしだいこん きゅうり	660 (834)	27.5 (33.5)	
24 金	ごはん	○	ハヤシライス だいずのフレンチサラダ フルーツやさいゼリー	ぎゅうにゅう ぶたにく,だいず,とりささみ	ごはん あぶら,さとう フルーツやさいゼリー	たまねぎ,にんじん マッシュルーム,にんにく きゅうり	606 (768)	22.3 (27.3)	
27 月	ごはん	○	ふくめに ハンバーグのソースかけ さんしよくのおかかあえ	ぎゅうにゅう,とりにく,ちくわ こうやどうふ,あつあげ チキンとポークハンバーグ かつおぶし	ごはん さとう	にんじん,こんにやく ブロッコリー,スイートコーン	663 (837)	29.8 (36.5)	
28 火	ごはん	○	なすのみそしる とりにくのさっぱり だいがくいも	ぎゅうにゅう とうふ,あぶらあげ,わかめ みそ,とりにく	ごはん,さとう,さつまいも あぶら,でんぶ,くろごま	なす,にんじん しょうが,にんにく	609 (781)	21.1 (25.8)	
29 水	げんりょう パン	○	やきそば チキンナゲット 2こ ブロッコリーとにんじんのマリネ	ぎゅうにゅう ぶたにく,さつまあげ こなかつお,あおのり チキンナゲット	コッペパン やきそばめん オリーブあぶら,さとう	キャベツ,もやし,たまねぎ ブロッコリー,にんじん	616 (790)	29.2 (36.2)	
30 木	ごはん	○	ぶたどん あじのてりやき キャベツのごまずあえ	ぎゅうにゅう ぶたにく,あじ,ひじき	ごはん さとう,でんぶ,ごま	にんじん,ほししいたけ いとこんにやく,たまねぎ キャベツ,きゅうり,スイートコーン	600 (767)	29.5 (36.5)	
31 金	ハロウィン献立 げんりょう ごはん	○	レタススープ かぼちゃひきにくフライ ビーンズサラダのごまマヨあえ パンプキンババロア	ぎゅうにゅう ベーコン,だいず ひよこめ,とりささみ	ごはん,はるさめ,ごまあぶら かぼちゃひきにくフライ,あぶら ごま,さとう,ノンエッグマヨネーズ パンプキンババロア	レタス,たまねぎ,にんじん しめじ,えだまめ スイートコーン,きゅうり	690 (846)	23.1 (27.5)	
マークの日は、 かみかみメニュー の日です。マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、 加東市産・兵庫県産 を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	623 (793)	24.9 (30.9)

各栄養摂取量は、
上段が小学校3・4年生
下段が中学校の数値です。



「食欲の秋」とも言われる秋の食べ物は大地のエネルギーをたっぷり含むため、味も濃く、体をトラブルから守ってくれる栄養素も満点です。栄養をたっぷり含んだ秋の食べ物を食べて、健康な体をつくりましょう。

きのこ



食物繊維や
ビタミンB群
が豊富!

さつまいも



食物せんいが
豊富で腸内環境
を整えてくれる

秋刀魚



DHAとEPAがたっぷり!

ぶどう



アントシアニンが
多く含まれている
ので目に良い!

かき



ビタミンC豊富で
免疫力アップ!

10月31日(金)ハロウィン献立

- ・減量ごはん
- ・牛乳
- ・レタススープ
- ・かぼちゃひき肉フライ
- ・ビーンズサラダのごまマヨ和え
- ・パンプキンババロア

10月31日(金)はハロウィンです。ハロウィンは、秋の豊作物などの収穫をお祝いし、悪いお化けを追いかける行事です。かぼちゃを使ったかぼちゃひき肉フライとパンプキンババロアを献立に取り入れました。



栄養教諭より

秋は、「スポーツの秋」や「読書の秋」と、運動や勉強に取り組むのによい季節です。また、おいしい食べ物が収穫される季節で、「実りの秋」や「食欲の秋」という言葉もあります。さまざまな食材を食べて、旬の食材に触れてみましょう。



10月は食品ロス削減月間です!



食品ロスってなあに?

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では、年間約464トン(令和5年度)、国民一人あたりにすると、毎日おにぎり1個(102g)の食べ物を捨てていることになります。

食品ロスを減らすために・・・

ポイント① 残さず食べ切りましょう!



食べ物や
作ってくれた人に
感謝して最後まで
おいしく食べよう!



苦手な食べ物でも
まずは一口
食べてみよう!

ポイント② 使い切れる分だけ買いましょう!

買い物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認して、必要な分だけ買いましょう。また、買いすぎを防ぐために買い物に出かける際は、できるだけ空腹時を避けましょう。

ポイント③ 作りすぎに注意しましょう!

調理の工夫・食品の保存をすれば作りすぎを防ぐことができます。